

## 性教育裁判分科会

26日(日) 10時～13時

# 知的障がいのある子どもの学ぶ権利を守ろうよ

## 七生養護学校「こころとからだの学習」裁判

都立七生養護学校は、東京都日野市にある知的障がい児の通う学校です。親からの虐待や性被害を体験した子が多く、第二次性徴の理解が難しいため身体の変化に戸惑い、自己肯定感を持ちにくい現状がありました。そこで教師たちは試行錯誤のすえ、からだや性の仕組みを知り、自分のからだといのちを大切にしようというメッセージを伝えるため、独自に「こころとからだの学習」という性教育を発展させてきました。

ところが、2003年、ジェンダーフリー・バッシングの流れの中で性教育を「過激」「寝た子を起こす」と批判する一派があらわれ、3人の右翼的な都議が都議会で「極めて不適切」とする質問をしたのを皮切りに、石原都知事や都教委もこれに同調し、それまで高く評価されてきた「こころとからだの学習」を貶め、学校に視察と称して乗り込み、教材を没収したうえ、学校を厳しく監視し、教師らの異動まで行いました。そのことにより、「こころとからだの学習」は一方向的に破壊されてしまいました。教師たちは、理由もわからず不適切と批判され傷つき、萎縮効果が他の学校にも広がり、必要な性教育ができなくなってしまいました。

一番では、都議や都教委の行為が教育に対する「不当な支配」=違法として教師に対する慰謝料が認められ、教育裁判として画期的な判決であるとされ、多くの注目を浴びました。控訴審でも教師たちの闘いはまだまだ続いています。

### 分科会の流れ

#### 模擬授業&DVD

- ・こころとからだの学習とは
- ・教師が何を伝えたかったか

#### 卒業生インタビュー

- ・こころとからだの学習で学んだもの。子どもの立場から一言。

#### あのとき、 何が起きたのか

- ・都議や都教委の、史上まれにみる教育への直接介入事件。あの日から教師たちは・・・。

#### 一審勝利。弁護士が裁判で 訴えてきたこと

- ・都教委らの行為は何が違法か？ 教育の自由侵害に、教師への慰謝料は？
- ・教師に慰謝料を認容。一審判決の意義と課題

Speaker 日暮かをる(原告・七生養護学校元教師)  
七生養護学校卒業生2名  
中川重徳(弁護士)

## 歴史に残る教育裁判

ぜひ参加してください。